



京運輸第268号
平成26年5月1日

一般社団法人 京都府トラック協会 会長 殿

近畿運輸局京都運輸支局長



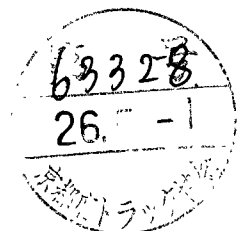
平成26年度優良自動車運送事業者表彰候補事業者の
推薦について（依頼）

標記につきまして、別添表彰内規（平成13年5月21日付け近運達甲第1号）により、表彰候補事業者を選定し、表彰申請書（様式2）及び関係書類を添えて、平成26年6月13日（金）までに推薦願います。

記

提出部数 2部（内1部写可）

お問い合わせ先
京都運輸支局 輸送・監査部門
担当：大石、小牧
Tel : 075-681-9765



優良自動車運送事業者表彰内規

改正	平成15年	6月16日	近運達甲第	9号
改正	平成17年	5月19日	近運達甲第	8号
改正	平成19年	3月27日	近運達甲第	40号
改正	平成21年	1月16日	近運達甲第	33号
改正	平成23年	5月10日	近運達甲第	3号

第1条 近畿運輸局管内（兵庫陸運部含む。以下同じ）優良自動車運送事業者の表彰については、近畿運輸局表彰規程によるほか、この内規による。

第2条 この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス対策、環境対策、福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしている自動車運送事業者に対し一定の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起することを目的とする。

第3条 この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく許可又は認可を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けようとする者に対して適用する。

第4条 表彰は、次条の基準の各項に適合する事業者に対し、別紙様式1による表彰状を授与して行う。

第5条 近畿運輸局長表彰の審査基準は、次の各項による。

1. 許可又は認可を受けてから3年以上事業を継続している事業者であること。
2. 公示基準に定める車両数を保有していること。
3. 第一当事者として、自動車事故報告規則第2条（1）、（2）及び（3）に該当する事故を1年間惹起していないこと。
4. 基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと（行政処分の原因となる事実が確認された場合を含む。）。
5. 道路運送法のみならず関係法令等（本省通達により示された指針等を含む。）の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
6. 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出（変更届出）がなされていること。
その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。
また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。

7. 貨物自動車運送事業者にあつては、近畿管内において、貨物自動車運送適正化事業実施機関により、輸送の安全確保に努めていると、評価を受けていること（貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の認定を受けていること。）。

8. 良質な輸送サービスを提供していること（基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が解決していると認められること。）。

9. 基準日前1年以内において、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。

10. 原則として各団体・協会の推薦を受けたものであること。

第6条 前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。ただし、事業者は、審査基準日以降表彰日までの間においても、審査基準を満たしていなければならないものとする。

第7条 表彰を受けようとする者は、別紙様式2により毎年6月30日までに運輸支局長（兵庫陸運部長）を經由して運輸局長あて申請するものとする。

第8条 表彰式は、原則として10月に行う。

付 則

1. この内規は、平成13年5月21日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成13年3月31日から適用する。

2. 第5条及び第6条の規定は、平成15年3月31日から適用する。

3. 第5条及び第6条の規定は、平成17年3月31日から適用する。

4. (1) 第5条及び第6条の規定は、平成19年3月31日から適用する。
(2) 第5条第8項に定める別表<社会的貢献の項目>①のただし書きは、平成19年度の表彰にあつては適用しない。
また、⑨の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成19年度の表彰にあつては、従前の基準（25%）とする。

5. 第5条及び第6条の規定は、平成21年3月31日から適用する。

6. (1) 第5条及び第6条の規定は、平成23年3月31日から適用する。
(2) 第5条第9項に定める別表<社会的貢献の項目>⑦の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成23年度の表彰にあつては、従前の基準（30%）とする。

表彰状

(被表彰者) 事業者名 殿

あなたは自動車運送事業の運営を適正に行い良質な輸送サービスの提供を行う等道路運送事業の発展向上及び地域の経済社会の発展に寄与されました

その功績はまことに顕著で他の自動車運送事業者の模範と認められますので優良事業者としてここに表彰します

平成 年 月 日

(表彰者) 近畿運輸局長名



別 表

＜社会的貢献の項目＞

第5条9項の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

- ① 以下に掲げる区分に従い、いずれかの低公害車を規定する台数以上導入していること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。（2回目以降の導入車両数も同数とする。）

- ア. バス事業者 電気自動車（PHV車含む）、ハイブリッド自動車、
CNG自動車 1台以上
- イ. タクシー事業者 電気自動車（PHV車含む） 1台以上
ハイブリッド自動車
導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が1.0%以上
（2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回の導入率より10%以上上昇していること。）
- ウ. トラック事業者 電気自動車（PHV車含む）、ハイブリッド自動車、
大型CNG自動車 1台以上
CNG車 3台以上
ただし、CNG車については、導入の結果、低公害車の導入比率が向上する場合に限る。

- ② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム（EMS）を導入していること。
デジタル式運行記録計の装着は、乗合旅客自動車運送事業者及び貸切旅客自動車運送事業者並びに乗用旅客自動車運送事業者については、導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が50%以上貨物自動車運送事業者については、全車両に装着すること。
なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。

- ③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO₂を削減するために、近畿管内の全営業所を対象に、CO₂の削減計画を策定し、5年間でエネルギー消費原単位の5%を超える削減していること。

エネルギー消費原単位とは、改正省エネ法に規定するエネルギー消費量÷輸送キロ（輸送トンキロ）とする（2回目以降も同様とする。）。

- ④ ISO14001を新規に取得していること。

- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を新規に取得していること。

- ⑥ 福祉対策、安全・環境対策、物流効率化・適正取引、公共交通の確保維持・利便性向上・利用促進に資する事業（交通に関するもの）等であって、国、自治体、公益法人等、大学が行う実証実験等に参画していること（ただし、企画の段階から参画していると認められるものに限る。）。

⑦ 以下の区分に従い、福祉対応型車両の導入について、いずれかの要件を満たしていること。

ア. 乗合バス ノンステップバスの導入率70%以上又は車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスの導入率が25%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上上昇していること。）。

イ. 貸切バス 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるものであること。

ウ. 福祉タクシー（寝台自動車を除く）

車椅子又は寝台のまま乗車できるものであって、車椅子専用車、車椅子・寝台兼用車は年度に導入が1台以上、回転シート車については、その導入率が30%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上、上昇していること。）。
ただし、事業許可を「福祉車両限定」で受けている者を除く。

⑧ 交通に関連した福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰（感謝状を含む。）を受けていること。

⑨ 交通に関連した地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰（安全運転管理者等の永年勤続的なものを除く）（感謝状を含む。）を受けていること。

⑩ その他新規サービス・先進的取組等により社会的貢献が顕著であると認められること。

第5条9項別表<社会的貢献の項目>⑩の例示

乗合バス事業

○地域公共交通の確保維持、活性化への貢献

- ・他社の廃止路線の承継による路線維持（3年以上。グループ会社による承継を除く。）※利用者増及び（運行費補助がある場合）補助金額削減の効果がみられるもの
- ・ダイヤ見直し、路線再編、ICカードの導入、インターネットを通じた情報提供の充実等事業者の創意工夫による路線又は地域交通の活性化（利用者増、収益改善及び（運行費補助がある場合）補助金額削減の効果がみられるもの）
- ・BRTの導入による利用環境の改善（積残しの解消、車内混雑緩和、道路混雑緩和、時間短縮、定時性確保その他何らかの効果がみられるもの）
- ・その他地域公共交通の確保維持、活性化に資する先進的取組

貸切バス事業

○地域振興・活性化に貢献の先進的取組

- ・他社の廃止路線の承継による路線維持（3年以上。グループ会社による承継を除く。）
- ・その他地域公共交通の確保維持、活性化に資する先進的取組
- ・評価制度の普及、浸透に著しく貢献する取組

○新たなサービスの実施

- ・従来にない新型車両の導入による快適性向上
- ・その他利用者の安全性・快適性向上に資する先進的取組

タクシー事業

○タクシー適正化・活性化

- ・事業再構築の実施による労働条件の顕著な改善
※6月30日までに根拠資料が提出できない場合は、提出期限を7月末日とする。
- ・従来にない新型車両の導入によるサービス向上
- ・福祉タクシー、救急タクシー又は子育てタクシーの新規実施（福祉にあっては全福協大阪支部、子育てにあっては子育てタクシー協会から推薦のある場合に限る。）
- ・タクシーセンターの優良運転者表彰受賞者の3年連続排出
- ・ユニバーサルデザインタクシーの率先導入
- ・その他適正化・活性化に資する先進的取組

トラック事業

○適正取引

- ・荷主又は協力会社との協力による適正取引の推進
- ・その他適正取引の実施に関する先進的取組

共通

○環境保全への貢献

- ・（車両代替によらず）エコドライブの実施等による走行キロ当たり燃油消費量10%削減
- ・バイオ燃料の使用に著しく貢献する取組
- ・カーボンオフセット事業の推進に著しく貢献する取組
- ・その他環境保全に資する先進的取組等

優良自動車運送事業者表彰申請書

平成 年 月 日

近畿運輸局長

殿

氏名又は名称

代表者名

印

住 所

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第7条の規定に基づき、下記により平成26年度の表彰を受賞いたしたく申請します。

記

1. 事業者の概要

項 目	内 容	★審査欄
事業者名	(ふりがな) ----- 代表取締役氏名	適・否
住 所	(管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。)	適・否
事業の種類	(該当する事業を○で囲んで下さい。) 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適・否
営業区域	(現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。) 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県	適・否
免許(許可) 認可年月日 及び番号 事業年度	(事業の許可取得、または管内営業区域の認可日を記載して下さい。) 昭和・平成 年 月 日 近運(大陸) 第 号 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	適・否

項 目	内 容	★審査欄
車 両 数	(管内の営業所に配置する車両の総数を記載して下さい。) 台 (うちトレーラー 台)	適・否
重 大 事 故	(第一当事者として、重大事故を一年間惹起していないこと。) 重大事故 無 ・ 有 (事故発生日：)	適・否
行 政 処 分	(基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。) 行政処分 無 ・ 有 (処分命令日：)	適・否
安全マネジメント	安全管理規程届出 有 (平成 年 月 日) 無 安全管理指針策定 有 ・ 無 ※安全管理規程及び指針については、目次等構成が分かる部分の写し等を添付して下さい。 安全統括管理者届出 有 (平成 年 月 日) 無 輸送の安全にかかわる情報の公表 有 (平成 年 月 日)、 無	適・否
輸送サービス	(基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が決していると認められること。) 苦情申告 無 ・ 有 事故等の示談 無 ・ 有	適・否
Gマーク認定 (貨物事業者)	※貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の認定を受けている営業所名、認定年月日を記載して下さい。 大阪 (営業所、 年 月 日) 京都 (営業所、 年 月 日) 兵庫 (営業所、 年 月 日) 滋賀 (営業所、 年 月 日) 奈良 (営業所、 年 月 日) 和歌山 (営業所、 年 月 日)	適・否

2. 社会的貢献（表彰内規別表）に関する事項について

項 目	内 容	★審査欄
1. 環境対策	<p>・低公害車を導入した。</p> <p>電気自動車（PHV車含む） 導入車両数 台</p> <p>ハイブリッド自動車 導入車両数 台</p> <p>CNG自動車 導入車両数 台</p>	適・否
	<p>・タクシー事業であって、ハイブリッド自動車を導入した。</p> <p>導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %</p>	
	<p>・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム（EMS）を導入した。</p> <p>導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %</p> <p>※補助認定書類あるいは契約書（写）等を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>・CO₂の削減計画を策定し、5年間で5%を超える削減をした。</p> <p>※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書を活用して作成し、添付してください。</p> <p>※排出量取引によるCO₂削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量取引に係る算出根拠、グリーン電力証書（写）等を添付してください。</p>	適・否
	<p>・ISO14001を新規に取得した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>※認定証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>・「グリーン経営」を新規に取得した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>※認定証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
2. 実証実験	<p>・交通に関する実証実験等に参画した。</p> <p>実験名称： _____</p> <p>実施主体： _____</p> <p>※内容が分かる資料を添付して下さい。</p>	適・否
3. 福祉対策	<p>【乗合バス事業】</p> <p>・ノンステップバスを30%以上導入した。</p> <p>導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %</p> <p>・車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを25%以上導入した。</p> <p>導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %</p> <p>※パンフレット等を添付して下さい。</p>	適・否

項 目	内 容	★審査欄
3. 福祉対策	<p>【貸切バス事業】</p> <p>・ 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを導入した。</p> <p style="text-align: right;">導入車両数 台</p> <p>※自動車検査証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>【タクシー事業】</p> <p>・ 福祉タクシー（寝台自動車を除く）を導入した。</p> <p style="text-align: right;">導入車両数 台</p> <p>・ 回転シート車を30%以上導入した。</p> <p style="text-align: right;">導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %</p> <p>※自動車検査証（写）を添付して下さい。</p>	適・否
	<p>・ 交通に関連した福祉活動等への貢献で、表彰（感謝状を含む）を受けた。</p> <p>受賞年月日： 平成 年 月 日</p> <p>表彰者名：</p> <p>表彰の種類：</p> <p>※表彰状（写）を添付して下さい。</p>	適・否
4. 地域活動等	<p>・ 交通に関連した地域活動等で貢献をして、表彰（感謝状を含む）を受けた。</p> <p>受賞年月日： 平成 年 月 日</p> <p>表彰者名：</p> <p>表彰の種類：</p> <p>※表彰状（写）を添付して下さい。</p>	適・否
5. その他	<p>・ 新規サービス、先進的取組等により社会的貢献に寄与した。</p> <p>具体的内容：</p> <p>※内容が分かる資料を添付して下さい。</p>	適・否

【記入上の注意】

1. 「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。
2. 特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になるとと思われるものがあれば、添付して下さい。
3. 記載欄が不足する場合は、別葉（書式は問いません）で補足して下さい。

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

この度、優良自動車運送事業者表彰申請書を提出するにあたり、当社は表彰内規第5条第5項及び第8項に規定されている下記事項に適合していることを宣誓します。

記

1. 良質な輸送サービスを提供していること。
2. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入していること。
3. 燃料サーチャージの導入や適正な運賃収受に努める等、公正取引に精励していること。
4. 行政が求める報告書等の提出が確実に実施されていること。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

⑩